

関連資料

柳井市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107号の規定に基づく、柳井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、柳井市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 計画改定に向けての課題の整理に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係事業者、関係団体等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(運営)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月31日から施行する。

(柳井市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 柳井市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年7月14日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

柳井市地域福祉計画推進会議委員名簿

任期：令和４年７月１日～令和６年６月３０日

分 類	関 係 団 体	氏 名
保健・医療関係者	柳井医師会	松井 則親
福祉・介護サービス提供 事業関係者	柳井市介護サービス提供事業者連絡 協議会	内山 英樹
	柳井地区介護支援専門員連絡協議会	西富 賢一
	医療法人 恵愛会 やない地域生活支援センター	熊本 有希
地域福祉活動実践者	柳井市民生委員児童委員協議会	三戸 純子
	柳井市社会福祉協議会	恵美 星愛
	地域福祉活動実践者	今田 毅
	地域福祉活動実践者	北村 勝彦
	地域福祉活動実践者	山本 好恵
高齢者関係者	柳井市老人クラブ連合会	鬼武 利之
障がい者関係者	柳井市身体障害者わかな会	大下 博
児童・教育関係者	山口県保育協会柳井支部	兒玉 好美

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会

柳井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人柳井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、福祉の輪づくり運動推進地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために設置する柳井市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(業 務)

第2条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 活動計画案を策定すること
- (2) 活動計画案の策定について、必要な調査、啓発に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた事項に関すること

(委員会等)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から会長が委嘱した委員若干名をもって構成する。

- (1) 本会役職員および評議員
- (2) 地区社協役員
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 福祉員
- (5) 社会福祉関係団体および社会福祉施設の役職員
- (6) 行政機関の職員
- (7) 学識経験者

2 委員会の事務局は、本会職員をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は、委員の中から会長が指名する。委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長が欠けたとき委員長の職務を代行する。

(運 営)

第5条 委員会の運営は、会長の承認を得て委員会で定める。

(協 働)

第6条 活動計画案の策定作業は、柳井市地域福祉計画策定委員会と協働により行う。

(委員会の解散)

第7条 委員会は、活動計画の策定を終わった日の翌日に解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

柳井市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和４年６月１日～計画策定まで
(順不同・敬省略)

選出母体（職）	氏 名
柳井地区社会福祉協議会代表	山近 俊爾
日積地区社会福祉協議会代表	高井 孝則
伊陸地区社会福祉協議会代表	崎原 孝就
新庄地区社会福祉協議会代表	大井 清教
余田地区社会福祉協議会代表	沖永 佳則
伊保庄地区社会福祉協議会代表	田中 一美
阿月地区社会福祉協議会代表	松野 利夫
平郡東地区社会福祉協議会代表	井上 重久
平郡西地区社会福祉協議会代表	鈴木 進
大畠地区社会福祉協議会代表	瀧山 絹代
柳井市ボランティアグループ連絡協議会代表	吉光 智恵
柳井市民生委員児童委員協議会代表	芦岡 啓子
柳井市福祉員代表	森重 満ゆみ
柳井地区介護支援専門員連絡協議会代表	西富 賢一
柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会代表	小川 景子
養護老人ホームあそか苑施設長	是國 千代子
柳井市心身障害連絡協議会代表	川村 幸徳
柳井市老人クラブ連合会代表	鬼武 利之
柳井市健康福祉部社会福祉課長	山本 直邦
学識経験者	坪野 泰明

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

用 語 集

ア行

あいサポート運動

皆さんに障がいの内容・特性や、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解していただき、障がいのある方への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動

N P O

福祉、教育、文化、観光など様々な分野において継続かつ自発的に非営利で活動する団体。N P O法人は、都道府県及び政令指定都市から認証を受けて法人格を取得したものをいう。

カ行

交通弱者

車社会の中で、運転免許や自家用車を持ってない、高齢者や障がい者、子どもなどのこと。車を持つことが前提の社会で、車が運転できないと、医療機関や小売店など、日常生活を送る上で必要不可欠な施設を利用することが困難となる。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や子育てサークルへの支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関するワンストップ総合窓口として、やなでこ相談室を運営し、一人ひとりに応じた切れ目ない伴走型の支援を提供する。

コミュニティ

地域住民が自主的に参加し、その創意と協力連携による住みよい地域社会の創造を目的とした組織のこと。

サ行

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行う。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人のこと。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を果たす人のこと。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、財産管理等を行う制度のこと。

相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行い、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う事業のこと。

タ行

地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

ナ行

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や各種サービスの利用援助等を行う事業のこと。令和5年度より地域福祉権利擁護事業から名称変更。

ハ行

8050問題

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親の死により、子は、生活困窮者となるリスクが高い。

パブリックコメント

行政が政策や計画の立案などを行う場合にその案を公表し、その案に対して住民が意見や提供する機会を設け、寄せられた意見・情報を考慮して策定作業を行うこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）。

福祉員

地域住民の皆さんから選ばれ、社会福祉協議会の会長から委嘱を受けて活動するボランティアで、民生委員・児童委員や自治会長らと協力して、地域の困りごとを発見・支援するなど地域を見守る役目がある。

ボランティア

一般的には、自発的で自由な意思に基づく個人の非営利的な社会参加活動又はその活動を行う個人。奉仕活動といった意味合いがあるため、無償で行われることが多いが、近年では有償での活動も多くみられる。

マ行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などの職務がある。

ヤ行

やない市民活動センター

柳井市におけるボランティア活動や NPO 活動等の市民活動を応援するとともに、市民、事業者、行政との協働のまちづくりを進め、元気な地域社会を実現するための施設をいう。

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方をいう。

ワ行

「我が事・丸ごと」地域共生社会

困った人の問題を我が事と受け止めて行動できる住民が増え、複合課題を丸ごと受け止め、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。

計画の施策とSDGsの関連表

活動目標	施策	SDGs
地域を支える 人づくり	福祉意識の醸成	3、10、11、16
	地域福祉の担い手づくり	3、10、11、16、17
	福祉教育と人権教育の推進	3、10、11、16、17
支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	だれもが生活しやすい環境づくり	1、3、10、11、16、17
	災害時における支援体制の整備	1、3、8、10、11、16、17
	包括的な支援体制の整備	1、3、8、10、11、17
	地域交流の促進と拠点づくり	1、3、10、11、17
支援のしくみづくり	相談体制の充実	1、3、8、10、11、16、17
	支援が届きにくい人への支援	1、3、8、10、11、17
	子育て支援の充実	1、3、10、16、17
	利用者の保護と支援	3、10、11、16、17
	生活交通手段の確保に向けた支援	3、10、11、16、17

SDGsについては、P5をご参照ください。

【主に関連するSDGs】

目標1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標8	成長・雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標10	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	都市	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標16	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

柳井市健康福祉部社会福祉課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820(22)2111／FAX：0820(23)7566

メールアドレス：shakaifukushi@city-yanai.jp

柳井市社会福祉協議会

〒742-0031 柳井市南町三丁目9番2号 柳井市総合福祉センター1階

電話：0820(22)3800／FAX：0820(23)1107

メールアドレス：yanai-syakyo@themis.ocn.ne.jp